

集中豪雨や火山噴火等に伴う土砂災害対策の充実強化に関する緊急声明

昨年の伊豆大島など全国各地を襲った土砂災害に続き、本年8月広島市を襲った土砂災害により多くの尊い人命が一瞬にして奪われた。土砂災害から国民の生命・財産を守るには、砂防堰堤の整備などハード対策と、土砂災害警戒区域等の指定などソフト対策の両面から総合的な対策にスピード感をもって取り組まなければならない。

しかしながら、土砂災害警戒区域等の指定は調査に多額の費用と時間を要する上、住民との合意形成などの課題もあり、全国の土砂災害危険箇所のうち、警戒区域等に指定されているのは7割弱に止まっている。土砂災害が激甚化する中、住民がより迅速に避難できるよう、警戒区域等の指定を加速させる必要がある。

また、本年9月、長野・岐阜県境の御嶽山において戦後最悪となる火山災害が発生した。いつどこで起こるか予測が難しい火山噴火については、今回の検証を進め、監視体制の強化や噴火予知に関する研究が急務である。加えて、火山泥流など噴火に伴う土砂災害による被害を最小限に抑えるため、観測機器の整備などソフト対策と、砂防堰堤や導流堤の整備などハード対策を迅速かつ計画的に進めていかなければならない。

このため、特に以下の点について、強く要請する。

1. 地方がハード・ソフト両面から土砂災害対策にスピード感をもって取り組めるよう、十分かつ安定的な予算を確保すること。特に、土砂災害警戒区域等の指定を加速するため、調査に係る国費率の嵩上げや、地方負担額への起債充当、特別交付税の措置など財政支援の拡充を図ること。
2. 火山災害から人命を守るため、国は、観測機器の整備や機能強化等に対して、財政面も含め支援強化を図ること。

平成26年11月5日

全国知事会 国土交通常任委員会 委員長
大分県知事 広瀬 勝貞